

(様式第2号)

第17回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成21年11月21日(土) 10:00~11:45
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 松本総務部長 山口契約課長 契約課職員
事務局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

入札・契約手続の運用状況等の報告
競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告
入札・契約等の経緯審議
工事等契約の事務処理要領の一部改正について
特別簡易型総合評価落札方式について

2 提出資料

- 資料1 - 1 契約課執行入札状況平成21年度上半期
(平成21年4月~21年9月)
資料1 - 2 契約課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
資料1 - 3 契約課所管公共工事入札状況 参加業者・落札者区分別一覧表
資料2 入札参加資格停止等の運用状況一覧表平成21年度上半期
(平成21年4月~21年9月)
資料3 抽出事案関係書類(写し)
資料4 - 1 年度別落札率の区分
資料4 - 2 最低制限価格制度及び低入札価格調査基準制度の適切な活用について(平成21年5月15日国総入企第3号 国土交通省建設流通政策審議官通知)
資料4 - 3 工事等契約の事務処理要領の一部を改正する要領

3 審議経過

- (1) 入札・契約手続の運用状況等(平成21年4月~21年9月)を報告
・ 一般競争入札 2件

- ・ 公募型指名競争入札 5 件
- ・ 簡易公募型指名競争入札（電子入札） 該当なし
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 4 1 件
- ・ 随意契約方式 5 件

建設工事のこの間の平均落札率は、79.50%となっている。予定価格が1千万円以上8千万円未満の工事については、平均落札率が72.26%となっており、市内業者が中心となる予定価格が1千万円未満の工事についても、79.82%と、前年度同期と比較して4.49ポイント下落となっており、景気が低迷している現状の中で競争が激化している。市内業者のみで行った入札についても、予定価格が3千万円未満の工事に引き上げたが、平均落札率が79.38%と、前年同期と比較して15.58ポイントの下落となっている。この現状を踏まえ、国・県からの要請及び市内業者からの強い要望もあり、工事契約等事務処理要領を改正し、最低制限価格の設定の幅を引き上げた。

電子入札について、市内業者を対象とした指名競争入札への導入を行い、8月に舗装工事2件を電子入札で執行した。

前回の入札監視委員会で、下水道管更生工事について、特定の工法協会に加盟している業者を指名するのは好ましくないとのことをご意見をいただき、下水道課と調整を行い、補助を受ける管更生工事については、公募型指名競争入札で行うこととした。併せて、電子入札で執行することとし、9月に公募を行い、10月に執行した。これにより、公募型指名競争入札も電子入札導入の検証ができたので、今後は、公募型指名競争入札及び条件付き一般競争入札についても、原則電子入札で執行する考えである。

以上を事務局から説明。

（質疑・応答）

- ・ 市内業者だけだと落札率が非常に高いということで、市街業者を入れて競争性を発揮させるという提案によって行っているが、市内業者のみの入札でもこれだけ落札率が低下しているのであれば、市内業者のみでの金額の枠を3千万円から5千万円に拡大してもいいのではないか。

（事務局）

- ・ 特に問題はないと思います。
ただ、市内業者数が限られている関係で、受注件数が増えてくると、配置する技術者がいなくなってしまうという場合が生じてきます。また、予定価格のランクの関係で指名する業者が限られた業者に偏ってくるので、落札率がどうなるかは、何ともいえないところです。
- ・ 技術者が足りなくなってしまうというのは、難しい問題ですが、何か考慮して試行的に引き上げてみてはどうか。落札率が84.85%以下になっているのであればいいのではないか。それ以下の落札率になると、受注業者も営業が成り立たなくなってくるのではないのか。

（事務局）

- ・ 80%を切る落札率で受注が続くと、かなり厳しいと聞いています。
- ・ 80%以下だとすごい薄利ですね。受注しないと職人を遊ばせることになるので、無理にとっているところもあるのでは。最低制限価格で入札してやっているのか難しいバランスですね。

85%ぐらいが保たれていればいいのではないですか。以前からくればと、2・3億円は工事請負費が安くついているのではないか。

(事務局)

- ・ もっと節約できています。単純計算で、5億円以上ということです。
最低制限価格については、市内業者からの強い要望もあり、これまで65%から85%の範囲で設定していましたが、9月1日以降決定する予定価格からは、70%から90%の範囲に引き上げています。

(意見)

- ・ 市内業者による入札で、70～80%前後の落札率なのであれば、ある程度様子を見て、市内業者のみの指名競争入札を3千万円にこだわらず、もう少し引き上げるとか、試行的に実施してみるとか、検討すべき課題だと思う。地元企業育成というのは、考えないといけない。

(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況等(平成21年4月～21年9月)を報告

- ・ 22件で延べ24社に対して指名停止の措置

独占禁止法違反	4件延べ6社
建設業法違反	5件
労働安全衛生法違反	5件
業務上過失致死傷容疑での書類送検	4件
競争入札妨害又は談合	1件
その他	2件

(質疑・応答)

- ・ 芦屋市に直接関係しているものはないのか。

(事務局)

- ・ ありません。

(3) 入札・契約等経過審議

- ・ あらかじめ指定委員により抽出された、条件付き一般競争入札1件、公募型指名競争入札1件、指名競争入札2件、随意契約1件の5案件について、入札・契約に至る経過を説明

(主な意見・質疑等)

- ・ 条件付き一般競争入札で全社が同じ最低制限価格での入札となっているが、これは最低制限価格を公表していることによるのか。
- ・ 最低制限価格を事前最低制限価格に張り付いてしまうことが果たしてよいものかどうかということがある。
- ・ 最低制限価格ではなく、低入札価格調査基準制度という方法もあるが、あれは大変ですね。

(事務局)

- ・ 最低制限価格を事前公表していますので、どうしても受注したいということであれば最低制限価格での入札が確実ということにはなると思います。
- ・ 事後公表ということになれば、最低制限価格を下回る入札で失格者が出てくるケースが考えられますし、最低制限価格を何とか知りたいということで業者が職員に接触してくることも考えられます。以前の経過等を考えますと、透明性を確

保する必要があるとの判断で事前公表を続けています。

- ・ 低入札価格調査制度ということになりますと、様々な資料を提出させて実際にそれが妥当かどうかを判断する必要がありますが、本市の場合、それだけの知識を備えた職員がおりませんし、時間が非常にかかります。
- ・ 市内一円 工事というのは、特定工事というより、その都度工事を行っているのか。大体何箇所かという予定を積算するのか。
- ・ 単価契約のようなものか。
- ・ 予想していないものが出てきた場合、別枠ということになるのか。

(事務局)

- ・ 年間の工事の予定をある程度予測した上で積算をしています。最終的に実際には工事量が多かったり少なかったりしますので、設計変更という形で精算のようなことをすることになります。
- ・ 単価契約という形にすればよい部分もあるのですが、予定箇所によって、例えば工事跡の舗装復旧工事であれば、舗装の仕様や大きさも様々ですので難しいのだと思います。
- ・ 予定あるいは予測していた内容と異なれば別になります。

(4) 工事等契約の事務処理要領の一部改正について

事務局から、平成21年度上半期の落札状況について、最低制限価格若しくは最低制限価格に近い入札価格で落札されていること、国が4月1日から最低制限価格の設定の範囲を「2/3から8.5/10の範囲」から「7/10から9/10の範囲」に改正したこと、平成21年5月15日付け、国土交通省流通政策審議官通知「最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の適切な活用について」の通知があり、市内業者からの強い要望もあり、「85%から65%の範囲」を「90%から70%の範囲」に改正したことを説明。

(主な意見・質疑等)

- ・ 最低制限価格の割合は、最低制限価格を考慮しながら、適当にこの工事は75%にするとか、78%にするとかで市が決めるというわけではないのか。自動的に決まってくるのか。
- ・ 同じ土木工事でも70%になるものと75%になるものがあるのか。
- ・ 市が積算したもので若干調整はするにしても、基本的には、積算書によって決まっているということか。調整するということにはならないのか。

(事務局)

- ・ 工事費を積算した設計書が工事担当課から来ますので、それを見まして直接工事費と共通仮設費がいくらで、あと一般管理費・現場管理費を含めた請負工事費全体の価格によってそれぞれの工事で決めています。
- ・ 工事ごとに違います。建築工事ではありませんが、土木工事では、算出した結果が65%となるものが結構ありましたので、65%ではあまりにもきつすぎるとの強い要望もあり、下限を70%とする改正を行いました。
- ・ 算出の方法としましては、設計金額が基礎になっています。積算した設計書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のそれぞれ何%という形で一般的には算出されています。この掛け率をいくらにするのかというのは、自治体によって異なっています。今回、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルが示されましたので、これに合わせてくる自治体も多いのではないかと思います。

本市の場合、現場管理費と一般管理費を除いた純工事費を基礎に最低制限価格を設定していますので、算出方法がモデルとはかなり異なっています。今回設定の幅をモデルと合わせましたが、算出方法はそのままとしています。この算出方法をどのようにすべきかが課題となっています。

- ・ 今回のモデル案でいくと、大体85%とか90%になるのか。

(事務局)

- ・ 大体その辺りの設定になると思います。現在の算出からは、かなり上がる形になりますので、そこまではできないと考えています。阪神間でも、示されているモデルで行っているところはありません。

- ・ 直接工事費と共通仮設費の合計の10%とか15%で現場管理費が算出されているのではないのか。

- ・ 直接工事費と共通仮設費で積み上げられてきたものから算出するというのは、それ自体は意味があると思う。

- ・ 直接工事費と共通仮設費は必要であろう。共通仮設費も直接工事費の何%という形で計算されているのではないのか。

(事務局)

- ・ 現場管理費は、率計算で行われています。共通仮設費は、率計算と交通誘導員の単価計算で成り立っています。

- ・ 本市では、直接工事費と共通仮設費は、工物品質と安全対策ということで理解されると思いますが、これは絶対必要だという理解をベースに算出しています。後の現場管理費・一般管理費については、企業努力の中で調整していただくということになります。

- ・ 一般管理費は企業努力である。全部カットしてしまうのはおかしいので、いくらかは入れるべきだろう。企業によってばらつきがあるみたいだが、それを割って受けさせるという企業努力も必要だろう。直接工事費の中でも企業努力させるという意味があると思うが、理屈上では難しい。現場管理費はある程度見る必要があるのではないのか。全部を見る必要はないと思うが、どれだけ見るべきかは、我々委員会が言えることではない。検討してもらいたい。

(事務局)

- ・ 各市の状況を調査し、研究します。次回委員会には、ある程度の方向性を示させていただきますようにします。

(5) 特別簡易型総合評価落札方式について

- ・ 試行要領を制定したので、学識経験者を委嘱し、落札者決定基準について、意見聴取を行い、適切であるとの回答を得た。これに基づき、実施する工事も決まっているが、補助を受ける工事なので、補助認可が降り次第、実施することになるが、実際に実施する落札者決定基準については、再度学識経験者に意見聴取を行う予定で、実施は1月になる。また、落札者決定基準について公表を行ったが、これについて芦屋市建設事業協同組合から要望事項が出ているので、入札監視委員会のご意見をお聞かせ願いたいですが、実際にまだ実施していないので、今後実施して検証を行いながら勘案していきたいということを事務局から説明。

(主な質疑・応答等)

- ・ 市に対して納税をしているということで、本店に加点をするのは意味がある。営業所では意味がないのではないか。
- ・ 支店・営業所でも店舗があれば法人市民税がかかってくる。市民の雇用の可能性もあるでしょう。
- ・ 本店の加点を増やすということですね。

(事務局)

- ・ 支店でも法人市民税などを納めています。支店・営業所が自社所有であれば固定資産税も入ってきますし、市民雇用などのある程度の経済効果も見込まれます。
- ・ 従業員の雇用というよりも経営者が芦屋市に住んでいるというのもひとつのプラスかもしれない。消防団の方も経営者も従業員も入っているというのはいいでしょ。役員ではなく、代表者が消防団に入っているというのがよいのではないか。

(事務局)

- ・ 芦屋市の業者は、一人親方的な業者が多いので、そのところをよく見て欲しいということだと思います。
- ・ ISOの取得は入れなければならない項目であると思う。努力目標として掲げる目標値であるのだから。

(事務局)

- ・ 特別簡易型総合評価方式の狙いは、市内業者の度地域貢献をある程度見ることができると、市外業者であっても、工事表彰やISOの取得など技術力が高い業者が受注できるようにというところがありますので、ISOの取得はやはり目標としてもらいたいと考えます。障害者雇用もはずせないと思います。

- ・ 施工実績が過去5年間としているが他の自治体も大体5年でしているのか。

(事務局)

- ・ 5年間という期間については、学識経験者の意見聴取の際に少し短いのではないかというお話もありました。全体的には、適切とのご意見をいただいています。が、10年としてもいいのではないかということでした。実際に実施してみないことには解りませんので、実施してみて今後考えていきたいと思っています。

閉 会